

答申第 613 号

平成 28 年 6 月 22 日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 27 年 5 月 13 日付けで諮問された特定警察職員の職務経歴に関する文書
非公開の件（諮問第 689 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定警察職員の職務経歴に関する文書を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成27年1月16日付けで、神奈川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に対して、特定警察署の署長、副署長及び刑事課長(以下「本件署長等」という。)の職務経歴が分かる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成27年1月27日付けで、慣行として公とされない、又は公とする予定のない個人に関する情報であり、公開することにより、特定の個人が識別され、当該職員の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号に該当するとして、本件行政文書の全てを非公開とする公開拒否決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 審査請求人は、平成27年3月25日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 警察は服務規程で名刺を作って渡さなければならないと決められており、警察官は全員、人事異動の都度名刺を作り、公務でいろいろな場所へ行って警部補より上や下などの階級に関わらず、自分の都合で名刺を渡している。私自身も今まで名刺を出さない警察官に会ったことがないため、職務経歴はプライバシーとは言えず、それを公開できないというのは承服できない。
- (2) 公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をするのが決められている

のだから、その立場である経歴を公にできないというのは承服できない。

- (3) 職務経歴には、昇任歴等の詳細な情報が記載されているというが、私はその警察官の階級がいつ上がったかなどの情報は必要でなく、これまでどこの警察署の刑事課や交通課に所属していたかを公開してほしいだけである。名刺を配った時に、警察官は刑事課や交通課にいることを公表しているのだから、それを集めてつなぎ合わせれば分かることである。
- (4) 特定警察署の刑事課員2名が、私の応援していた特定首長選挙立候補者のところにいきなり選挙違反の警告に来たが、新人の立候補者に圧力をかけることは、選挙に対する重大な妨害である。警告に関する署長指揮簿を公開請求したところ、全て非公開で返された。警告された原因を検討した結果、現在の首長と特定警察署の関係が強いからではないかと考えている。こうした関係等を利用して当選した現在の首長と、この刑事課員の上司である本件署長等との関係を明らかにし、公正な選挙を実現するため、本件行政文書を公開してほしい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

実施機関は、本件行政文書として神奈川県警察職員情報総合管理システム（以下「システム」という。）のサーバに記録された身上記録データから出力した本件署長等の「身上記録」を特定した。本件行政文書には、実施機関が職員の人事管理を適正に行うため、神奈川県警察職員人事記録取扱規程（以下「人事記録規程」という。）に基づき、職員本人が提出した身上調査票を基本として、職員の氏名、住所、親族、資格、勤務履歴、給与履歴等人事管理上必要と認められる職員個人の詳細な情報がシステムに入力され、記録されている。

(2) 条例第5条第1号の本文該当性について

本件行政文書には、本件署長等の氏名、住所、親族、資格、勤務履歴、給与履歴等が記載されており、個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるとともに、人事管理のための詳細な情報は、職員個人のプ

ライバシーに関わる情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(3) 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件行政文書に記載されている本件署長等はいずれも警部以上の階級にある警察官(以下「警部以上の警察官」という。)であるため、その氏名は、県民の利便性及び警察の説明責任を考慮し、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表していることから、慣行として公にされている情報であるが、職員個人の人事管理上必要な情報が詳細に記録された身上記録を公にする慣行等はないため、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、審査請求人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、実施機関が職員の人事管理を適正に行うため、人事記録規程に基づき、人事管理上必要と認められる職員個人の氏名、住所、勤務履歴等詳細な情報を入力したシステムのサーバに記録された身上記録データから出力した本件署長等の「身上記録」と認められる。

イ 審査請求人は警察官の過去の名刺により職務経歴を確認することができる旨主張している。しかし、名刺は、職員が個々に作成し、自ら必要と判断したときに交付していると認められる。また、人事異動等で階級や所属に変更があった場合には個々に廃棄し、新たに名刺を作成しており、過去の名刺を保管する規定等はないことから、公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状況に置かれているとはいえず、「実施機関において管理しているもの」には当たらないため、条例第3条第1項に規定する行政文書とは認められない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

(イ) 当審査会で確認したところ、本件行政文書には、本件署長等の氏名、住所、勤務履歴等人事管理上必要と認められる詳細な複数の情報が一体として記録・管理されており、本件行政文書が全体として個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

本件署長等は、いずれも警部以上の警察官であり、氏名やその時点での職名及び配置先は、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されており、記録を追うことで経歴の一部を知ることが可能となるが、これらは単に作成公表時点における配置先等を明らかにしているものにすぎず、このことをもって本件行政文書を公にする慣行はないものと認められる。

なお、審査請求人は、警察では服務規程で名刺を作って渡さなければならないことが決められており、警察官は人事異動がある都度、全員名刺を作っており、公務先で名刺を渡していることから、職務経歴はプライバシーに該当せず、公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をしなければならないのに、その経歴を公開できないというのは承服できないと主張している。

当審査会で確認したところ、警察官の名刺に関しては、警察手帳取扱細則第7条により、警察手帳の名刺入れには、常に名刺を1枚以上納めておくことが規定されているのみである。警察官が身分を明らかにすることに関しては、警察手帳規則第5条及び神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第12条第2項第5号により、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳の証票及び記章を呈示することや市民との応接に際し、職務上支障がある場合のほか、要求があったときは、所属、氏名等を明らかにすることが規定されていることから、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に所属、氏名等を明らかにするため、名刺を渡すほか、警察手帳を呈示したり、口頭で伝えるものと認められ、これをもって、不特定多数の者に警察官の職務経歴を公開しているものとは認められない。

以上のことから、本件行政文書は条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

本件行政文書には、経年的な配置場所、昇任の時期、給与の推移等人事管理上必要と認められる職員個人の情報が詳細に記録されており、職員の身分取扱いに係る情報であると認められることから、ただし書ウには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件行政文書は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第6条各項該当性について

審査請求人は、本件行政文書は、昇任歴等の詳細な情報が記載されてい

るといふが、その警察官の階級がいつ上がったかなどではなく、これまでどこの警察署の特定の課に所属していたかを公開してほしい旨主張している。これは、条例第6条各項に規定する部分公開を主張する趣旨であるとも解されるが、本件行政文書は、前記(3)で述べたとおり、個人に関する情報が一体不可分の情報として記載されており、部分の分離は適当ではなく、全体として個人に関する情報に当たると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第6条各項に基づく部分公開の対象とはならない文書であると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

ア 審査請求人は、自身が応援していた特定首長選挙立候補者が選挙違反の警告を受けた原因は、現在の特定首長と特定警察署の関係が強いからではないかと考えており、その関係を明らかにし、公正な選挙を実現するために公開を求めると主張しており、これは、条例第7条に規定する公益上の理由による裁量的公開を行うべきであると主張する趣旨であるとも解されるので、以下この点について検討する。

イ 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができる旨規定している。

ここでいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第5条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体等の保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的及び公共的な利益を保護する特別の必要がある場合をいい、本条の規定は、こうした場合に非公開情報であっても実施機関の裁量によって例外的に公開する余地を与えたものと解される。

ウ 実施機関は、本件行政文書について、条例第5条第1号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものであるとはいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 5 月 13 日	○ 諮問
5 月 19 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 9 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 12 日	○ 審査請求人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
平成 28 年 1 月 12 日 (第 148 回部会)	○ 審議
2 月 12 日 (第 149 回部会)	○ 審査請求人から意見を聴取
3 月 22 日 (第 150 回部会)	○ 審議
4 月 15 日 (第 151 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長

(平成 28 年 6 月 22 日現在) (五十音順)